

第2号議案

平成30年度事業計画及び予算（案）

自平成30年4月 1日

至平成31年3月31日

本年度は、社会保険労務士（以下「社労士」という。）制度創設50周年に当たる大きな節目となる年度である。熊本県社会保険労務士会（以下「県会」という。）及びその会員においても、社労士制度の創設期から今日に至る半世紀の間、制度の発展と社労士の地位向上のため尽力された先人をはじめ、関係各方面の方々によるご苦勞に思いを馳せ、感謝の念を新たにするとともに、これまでの社労士制度の歴史と沿革を振り返り、その意義と社労士が果たしてきた役割を改めて認識すべき大切な節目の年度であるといえる。また、将来を展望し、更なる制度の発展と社労士の地位向上を実現していくための活動を強力に推進していかなければならない。

社労士は、「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」という社労士法第1条に掲げる制度の目的のもとに、常に品位を保持し、公正な立場で、誠実にその業務を行うことにより、企業等の事業活動と国民の生活そのものに第一線で深く関わり、労務管理及び労働社会保険に関する唯一の国家資格者の地位を確固たるものにしてきたところである。

県会においては、この制度の目的が社労士の使命であり、この先も決して揺らぐことなく会員全員が共有し続けるべきという認識のもと、これからも社労士が人の「心」に寄り添い、「人を大切にする企業」づくりを支援し、ひいては「人を大切にする社会」の実現が図られるよう、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と全国社会保険労務士政治連盟（以下「全国政連」という。）並びに熊本県社会保険労務士政治連盟（以下「政連」という。）と更なる連携を図り、各事業を積極的に推進する。

また、社労士が国民から信頼される専門家として認められるためには、国家資格者としての職業倫理を厳正に保持することが必要であることから、倫理研修に限らず、あらゆる機会をとらえて職業倫理に関する研修を実施することとする。

さらにマイナンバー制度の施行に伴い、ますます情報セキュリティの強化が問われる中、関係各方面から情報収集した特定個人情報の取り扱い、労働社会保険諸法令の手続き業務への影響及び社労士事務所におけるセキュリティ対策等について、周知徹底を図り、電子申請を強力に推し進めていく。

上記のほか、社会情勢等の変化により、社労士制度発展に密接に関係する事案が発生した場合には、連合会と連携しながら積極的に対応する。

I. 社労士制度創設50周年に関する事業

社労士制度創設50周年に当たる本年度においては、これまでの社労士制度の歴史と沿革を振り返り、その意義と社労士が果たしてきた役割を改めて認識するとともに、その先を見据えて目指すべき社労士制度の将来像を描き、会員間の共有と関係各方面への理解促進を図る。

II. 社労士制度推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善と制度の更なる発展のため、以下の事業を行う。

① 社労士会労働紛争解決センター熊本に関する事業

ADR機関の利用促進を図るため、連合会と協力して広報活動を行い、各センター間の情報

共有、県会総合労働相談所との連携、特定社労士の業務研修等に関する諸施策について検討、実施する。

② 関係団体との交流に関する事業

社労士制度に対する理解と協力を得るため、労使関係団体及び専門士業関係団体等と積極的に交流を行う。

③ 電子申請に関する事業

行政手続簡素化・コスト削減の3か年計画が実施される中、社労士が労働社会保険に関する電子申請の最大の利用者としての存在感を発揮し、その知見の更なる活用が図られるよう、社労士の労働社会保険手続業務の完全電子化を達成するための施策を講じる。

④ 業務侵害行為の防止対策に関する事業

社労士法に違反して社労士業務を侵害し、又は侵害する恐れのある行為に対し、連合会と連携し、常に情報収集を行い、不正行為があった場合には厳正かつ適切に対処するとともに、業務侵害行為に関する広報活動等を積極的に行うなど、業務侵害の未然防止に取り組む。

⑤ 厚生労働行政への提言に関する事業

雇用・労働・年金・医療・介護等、社会保障に関する我が国の今日的課題は、社労士の専門分野であるので、社労士の業務を通じて得られた労働社会保険関係業務の運営に関する意見について、国民の視点に立って提言を行う。

⑥ 労働条件審査に関する事業

より多くの会員が、「人を大切にする企業」づくりの支援を行うため、サイバー法人台帳ROBINSを活用した経営労務診断サービスへの本格的な取組の実現に向け、政治連盟の協力を得てまずは労働条件審査を実施する体制を整える。

Ⅲ. 資質の向上に関する事業

国民の信頼に応えるため、社労士としての品位を保持するための施策を講ずるとともに、専門家として必要な業務遂行能力を習得することを目的とした研修を実施するため、今年度も最重点課題として次の通り取り組む。

① 連合会及び九地協等が実施する研修への協力に関する事業

【連合会】

特定社労士能力担保研修

・・・ 福岡県、鹿児島県で開催

*試験は平成30年11月24日午後（予定 福岡県）

【九州・沖縄地域協議会研修】

・・・ 1. 熊本県で開催 平成30年9月28日

・・・ 2. 熊本県で開催 平成31年3月頃宿泊研修予定

② 県会研修に関する事業

イ、労働社会保険関係研修に関する事業

ロ、倫理研修・・・法律専門家としての職業倫理の遵守が求められていることから、連合会において企画・立案された倫理研修（5年に1度・必須）を実施することとする。

また、県会独自の倫理研修を定期的に行う。

ハ、個別労働紛争解決手続（ADR）研修

ニ、新規入会者倫理研修・基礎研修

③ インターンシップ制度に関する事業

資質の向上、社会的地位・モラルの向上を図るためインターンシップ制度の実施を継続して行う。インターンシップ生の受入事務所についても、引き続き開業会員の協力を仰ぎ登録数を拡大する。

IV. 広報に関する事業

社労士制度を広く周知し、国民にその有用性を理解してもらうとともに、制度発展のため、様々な角度から広報事業に取り組む。

① 会員向け広報の充実に関する事業

会報の発行は年4回とし、誌面の充実を図る。

② ホームページの充実に関する事業

ホームページを価値ある情報源とするため、リニューアルを行い、会員検索機能拡充を図る。

③ 報道機関等に対する広報に関する事業

報道機関、労使関係団体等の関係機関に向けて、社労士の活動に関する資料を提供するとともに、取材等の依頼に積極的に対応していくこととする。

④ 一般の方に向けての広報に関する事業

月2回ラジオ番組にて社労士制度及び社労士業務等について紹介する。

V. 公益活動に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため公益活動委員会を中心に、以下の事業を行う。

① 震災復興に関する事業

平成28年熊本地震によって被害を受けた事業主並びに労働者等の支援のため、引き続き震災関連相談をはじめ、労働・社会保険制度の専門家として、各種取り組みを行う。

② 成年後見制度への対応に関する事業

平成25年10月に設立された「一般社団法人社労士成年後見センター熊本」の発展に協力する。

③ 街角の年金相談センターに関する事業

連合会が日本年金機構から受託した「街角の年金相談センター」を適正に運営し、対面による年金相談の円滑な実施を図り、年金制度の信頼回復に寄与する。

④ ワークサポートに関する事業

今年度も引き続き、大学生、専門学校生、高校生を対象として、社労士が講師となり、働くときの基礎知識の出前授業（ワークサポート事業）を行う。

⑤ 日本司法支援センター（法テラス）熊本への協力に関する事業

日本司法支援センター（法テラス）熊本において、社労士が専門分野とする業務に関して引き続き協力していく。

VI. 行政機関等への協力に関する事業

労働社会保険に関する諸問題について、国民の視点に立って提言を行うとともに、行政機関等に対して必要な協力を行う。

① 厚生労働省への協力に関する事業

厚生労働省が外部委託する事業の内容及び目的を精査・検討し、必要に応じて積極的に参

加・協力し、社労士の専門性を十分に活かせる事業に協力する。

② 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

日本年金機構との定例協議会を開催し、社労士業務の円滑な実施を図るため、積極的に意見交換を行うとともに、年金事務所において年金相談に携わる社労士の適正な業務執行及び街角の年金相談センターの円滑な運営に資するため、具体的な実施方法等について協議を行う。また、健康保険に関する社労士業務の円滑化を図るため、全国健康保険協会熊本支部と定期的に協議を行う。

③ 国土交通省との連携に関する事業

国土交通省が実施する建設業の社会保険未加入問題への取り組みについて、引き続き協力する。

④ 中小企業庁・日本政策金融公庫等との連携に関する事業

社労士による中小企業支援を展開するため、中小企業庁・日本政策金融公庫等と連携するとともに、連合会の協力を得て、必要な施策を実施する。

Ⅶ. 各種事業

上記Ⅰ～Ⅵの各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の各事業を行う。

① 登録等に関する事業

社労士の登録事務及び社労士法人の届出事務を適正に行うとともに、紛争解決手続代理業務試験の合格者に対して、社労士名簿への付記登録の促進を図る。

② 社労士試験事務の実施に関する事業

本年度の社労士試験は、8月26日に熊本学園大学を試験会場として実施される予定であるので、従来通り実施に積極的に協力する。

③ 社労士賠償責任保険等に関する事業

平成30年4月1日現在における開業社労士の加入率は72.6%であるが、開業会員及び法人の社員の全員加入に向けて引き続き加入を推進する。また、非開業の相談員についても加入を推進することとする。

④ 事務局体制の整備に関する事業

ADR法に基づく認証ADR機関運營業務、電子申請にかかる照合省略受付業務、並びにマイナンバー法に対応した個人情報保護等に努め、事務処理の強化整備を引き続き行っていく。

⑤ 熊本SR経営労務センターに関する事業

熊本SR経営労務センター及び熊本SR建設業労災センター（建設業一人親方組合）の発展に協力していく。

⑥ 全国社会保険労務士国民年金基金への協力に関する事業

全国社会保険労務士国民年金基金への加入促進を図る。

⑦ その他の事業

その他必要に応じ事業を行うこととする。